

北九州市屋内広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が管理する庁舎等における広告掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 庁舎等 本庁舎、区役所庁舎、出先機関の庁舎及び公の施設等の本市が管理する建物をいう。
- (2) 管理者 庁舎等を所管する局区の長及び教育長（指定管理者が管理する公の施設については、当該公の施設を所管する局長又は教育長）をいう。ただし、企業局は除く。
- (3) 広告主 市の許可を受け、あるいは、広告事業者に依頼して、庁舎等において自己の利益のために広告を掲出するものをいう。
- (4) 広告事業者 市の許可を受け、庁舎等において、広告主の広告を掲出する事業を行うものをいう。

(掲出が可能な広告の範囲等)

第3条 広告を掲出することができる者、広告の内容及び広告のデザイン等については、北九州市広告掲載要綱第3条及び北九州市広告掲載基準の定めるところによる。

(広告掲出を許可する場所)

第4条 各庁舎等における広告掲出の可否及び庁舎等に広告を掲出することができる場所については、管理者が決定する。

(広告の規格)

第5条 広告の掲出形態及び規格は、管理者が決定する。

(広告主等の募集及び決定)

第6条 広告主の募集は、広告事業者又は管理者が行う。

- 2 広告事業者の募集は、管理者が行う。
- 3 広告主又は広告事業者になろうとするものは、掲出を希望する庁舎等の管理者に対し、当該庁舎等の目的外使用許可を申請しなければならない。
- 4 広告主及び広告事業者（以下「広告主等」という。）の募集及び決定の方法等については、管理者が決定する。

(広告の掲出及び広告事業の許可等)

第 7 条 広告掲出の許可及び広告事業実施の許可等については、原則として北九州市公有財産管理規則に定めるところによる。

- 2 管理者は、広告事業を効率的及び効果的に実施するため必要があると認めるときは、庁舎等の本来用途を妨げない範囲において、使用許可を更新することができる。
- 3 前項の許可期間の更新については、広告主等は、管理者に対し、1年ごとに目的外使用許可を申請しなければならない。

(広告掲載内容の審査等)

第 8 条 広告主等が広告を掲出するときは、あらかじめ、管理者の承認・審査を受けなければならない。

- 2 広告主等が広告掲出及び撤去をするときは、施設の用途や目的及び施設における業務に支障が生じないように協議の上、管理者の指示に従って行わなければならない。

(広告掲載内容等の変更)

第 9 条 広告主等が掲載した広告の内容、広告事業者の広告事業の実施方法等が、各種法令に違反している、若しくは違反するおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、管理者は、広告主等に対して広告の内容等の変更を命じることができる。

(許可の取消し)

第 10 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主等への是正の指示、命令等を行わずに、直ちに広告掲出又は広告事業実施の許可を取り消し、又は掲出された広告を撤去することができる。

- (1) 指定する期日までに使用料の納付がないとき
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主等が行わないとき
- (3) 広告の内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある場合、又はこの要領等に抵触する場合で、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) その他、広告掲出又は広告事業の実施が適切でないとき

(許可取消しの申出)

第 11 条 広告主等は、自己の都合により、許可の取消しを申し出ることができる。

- 2 広告主等は、前項の申出を行うときは、書面により市に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により許可が取り消された場合は、納付済みの使用料は返還しない。

(広告の管理等)

第12条 広告主等は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、掲出された広告を庁舎等の利用及び管理に支障が生じないよう、適切に設置し、管理しなければならない。

3 広告主等は、掲出された広告により、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

4 庁舎等の利用者等によって、掲出された広告が毀損された場合、市は、広告主等に対して責任を負わない。

(その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成20年10月30日以後に行う屋内広告事業について適用し、平成20年10月30日以前に行っている屋内広告事業については、当分の間従前の例による。